

名古屋市子ども読書活動推進企業制度実施要綱

平成30年 2 月15日

教 育 長 決 裁

（目的）

第1条 この要綱は、名古屋市教育委員会（以下「委員会」という。）が子どもの読書活動を推進する取組みを行っている企業又は団体を名古屋市子ども読書活動推進企業（以下「推進企業」という。）として登録し、相互に協力することにより、名古屋市における子ども読書活動の一層の推進を図ることを目的とする。

（登録の対象）

第2条 登録の対象は、原則として名古屋市内に所在する企業又は団体とする。また、企業又は団体の実情に応じ、本店、支店、工場、営業所等又は連合会、協会等を登録の対象とすることができる。ただし、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものは、登録の対象としない。

2 前項のほか、委員会が特に認める者を登録の対象とすることができる。

（登録申込み）

第3条 登録を希望する企業又は団体は、次項に掲げる取組項目の中から2以上を選び、名古屋市子ども読書活動推進企業登録申込書（様式第1号）に記載し、委員会へ提出するものとする。

2 取組項目及びその具体例は、次のとおりとする。

取組項目		具体例
1	子ども読書について学ぼう！	・子どもの読書活動に関連した職場研修を実施
2	子どもの読書環境を充実させよう！	・子どもの読書活動を推進するための商品を販売又はサービスを提供 ・教育基金（子ども読書活動）への寄附
3	職場や店舗に図書コーナーを作ろう！	・子ども向けの本を借りる図書コーナーを設置
4	子どもの記念日に本を贈ろう！	・従業員の子どもの入学祝い品として本や図書カードを贈呈
5	地域の学校・図書館に本を贈ろう！	・地域の学校や図書館へ蔵書を寄贈
6	親子で楽しむイベントを開催しよう！	・読み聞かせのイベントや講座の開催
7	読みたくなる仕組みを考えよう！	・従業員同士で子ども向けの本の貸し借りを促す独自の社内制度を実施
8	上記以外の提案事業	・上記以外の提案事業

- 3 委員会は、第1項の規定による申込みの内容が適正であると認めたときは、登録を希望する企業又は団体を推進企業として登録し、あわせて名古屋市子ども読書活動推進企業登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を発行するものとする。

（登録期間及び登録の更新）

第4条 登録期間は、登録の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 推進企業は、前項に規定する登録期間の末日までに名古屋市子ども読書活動推進企業更新届出書（様式第3号。以下「更新届出書」という。）を委員会に提出するものとする。

- 3 委員会は、推進企業が更新届出書において登録の更新を希望したときは、第1項の登録期間が満了する日の翌日から起算して2年を経過する日まで登録を更新し、あわせて登録証を発行する。
- 4 2回目以降の更新に係る手続は、前2項の規定を準用する。

(変更・廃止の届出)

第5条 推進企業は、次の各号に掲げるときには、速やかに名古屋市子ども読書活動推進企業（変更・廃止）届出書（様式第4号）を提出するものとする。

- (1) 企業又は団体の名称を変更したとき。
 - (2) 企業又は団体の所在地を変更したとき。
 - (3) 子ども読書活動の推進に関する取組内容に変更があったとき。
 - (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。
- 2 前項の規定により廃止の届出を行うときは、登録証を委員会へ返納しなければならない。

(推進企業の取組み)

第6条 推進企業は、登録申込みの際に選んだ取組項目に誠実に取り組むものとする。

- 2 推進企業は、登録を受けた旨を所属する従業員等に周知し、子どもの読書環境の充実に取り組むものとする。
- 3 推進企業は、名古屋市子ども読書活動推進企業取組状況報告書（様式第5号）により当該年度の取組状況を翌年度の4月30日までに委員会へ報告するものとする。

(取組みの支援)

第7条 委員会は、推進企業の求めにより、又は必要に応じて、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 推進企業の子ども読書活動に関する取組みを名古屋市が所管する公式ウェブサイト等に掲載すること。

(2) 子ども読書活動に関する資料を配布すること。

(登録の抹消)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる場合は、推進企業の登録を抹消するものとする。

(1) 推進企業が登録した取組みを履行していない場合、取組みが不十分である場合又は取組みを怠っていると認める場合

(2) 第2条第1項ただし書に該当することとなった場合又は同項ただし書に該当していることが判明した場合

(3) その他推進企業として適当でないと認める場合

2 登録の抹消を受けた場合、当該企業又は団体は、速やかに登録証を委員会へ返納するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、生涯学習部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市子ども読書活動推進企業制度実施要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申込書、届出書等は、この要綱による改正後の名古屋市子ども読書活動推進企業制度実施要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

様式第 1 号（第 3 条関係）

名古屋市子ども読書活動推進企業登録申込書

年 月 日

（宛先）名古屋市教育委員会

申込者 企業又は団体の名称

代表者役職名

(ふりがな)
氏 名

生年月日

所 在 地	〒		
業 種 (事業内容)			
従 業 員 数	総数 人	うち男性 人	うち女性 人
連 絡 先	担 当 者 所 属 ・ 氏 名		
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	電子メールアドレス		
取 組 項 目	取 組 内 容（具体的に）		

※参考資料があれば、添付してください。

※名古屋市子ども読書活動推進企業制度実施要綱第 2 条第 1 項ただし書に該当する場合は、登録しません。また、登録後に同規定に該当することが判明した場合は、登録を抹消します。

上記の事項を確認する必要がある場合は、申込書に記載されている情報を愛知県警察本部長に提供し、照会することがあります。

名古屋市子ども読書活動
推進企業登録証

企業又は団体の名称及び所在地

登録期間

年 月 日から

年 月 日まで

登録番号 _____

（貴法人又は貴団体）を子どもの読書環境の
充実に取り組む企業・団体であると認め 名
古屋市子ども読書活動推進企業として登録し
たことを証明します

年 月 日

名古屋市教育委員会 印

様式第 3 号（第 4 条関係）

名古屋市子ども読書活動推進企業更新届出書

年 月 日

（宛先）名古屋市教育委員会

届出者 企業又は団体の名称

代表者役職名

（ふりがな）
氏 名

生年月日

登 録 番 号			
(いずれかに○をつけてください。)			
名古屋市子ども読書活動推進企業の登録を （ 更新する ） （ 更新しない ）			
更新しない理由			
以下は変更がある場合のみ記入してください。			
従 業 員 数	総数 人	うち男性 人	うち女性 人
所 在 地	〒		
業 種 (事業内容)			
連 絡 先	担 当 者 所属・氏名		
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	電子メールアドレス		
取 組 項 目	取 組 内 容		

※参考資料があれば、添付してください。

様式第 4 号（第 5 条関係）

名古屋市子ども読書活動推進企業（変更・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）名古屋市教育委員会

届出者 企業又は団体の名称

代表者役職名

(ふりがな)
氏 名

生年月日

登 録 番 号		
変更・廃止年月日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変更・廃止の理由		

- ※ 1 変更内容を確認できる資料を添付してください。
- ※ 2 廃止する場合は登録証を返納してください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

名古屋市子ども読書活動推進企業取組状況報告書

年 月 日

（宛先）名古屋市教育委員会

報告者 企業又は団体の名称

代表者役職名

(ふりがな)
氏 名

生年月日

年度取組状況			
登 録 番 号			
取 組 項 目		取 組 内 容（具体的に）	取組時期

※参考資料があれば、添付してください。